

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 194,620 千円
 うち 社会保障財源化分 97,139 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する 485,974 千円
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	321,415	216,791	10,000	0	94,624	55,866
		小計	321,415	216,791	10,000	0	94,624	55,866
	児童福祉	児童福祉費	71,414	24,630	21,000	339	25,445	15,023
		母子父子福祉費	4,110	1,390	0	0	2,720	1,606
		小計	75,524	26,020	21,000	339	28,165	16,628
	合計	396,939	242,811	31,000	339	122,789	72,494	
衛生費	保健衛生	保健対策費	24,066	310	0	2,208	21,548	12,722
		予防費	64,969	44,774	0	0	20,195	11,923
		合計	89,035	45,084	0	2,208	41,743	24,645
総合計		485,974	287,895	31,000	2,547	164,532	97,139	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分